

兵庫県廃棄物処理計画の改定案について

※を付した用語は、参考資料「用語解説」を参照

1 改定の背景と計画の目的

大量生産・大量消費型社会が、私たちに物質的な豊かさを与えてくれた一方で、廃棄物の焼却によるダイオキシン類^{※1}の発生や、最終処分場の逼迫等、私たちの生活を脅かす原因ともなってきました。

私たちの事業活動やライフスタイルを改めていかなければ、その環境負荷は地球の環境容量の限界を超え、私たち自身の存続をも脅かしかねません。

大量生産・大量消費型システムによって断ち切られた物質循環の環を復活し、自然の生態系と調和した持続可能な循環型社会を構築することが喫緊の課題です。

このような中、平成12年6月に廃棄物処理法が改正され、同法第5条の3により国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針^{※2}」に基づき、都道府県がその区域内における「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」を策定することとされました。これを受け、県では、平成14年3月に、本県における廃棄物行政の指針として「兵庫県廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画を策定してから5年が経過し、この間、建設リサイクル法^{※3}や自動車リサイクル法^{※4}が施行されたことによるリサイクル率の向上や、容器包装リサイクル法^{※5}が改正されるなど、廃棄物を取りまく状況が大きく変化しました。このような状況の変化を踏まえ、これまでの計画の進捗状況を評価して、このたび計画を改定することとしました。

この計画は次の4つの性格を持つものです。

- ① 県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、**持続可能な循環型社会の実現**を目指す指針。
- ② 一般廃棄物^{※6}対策の観点からは、**市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針**であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画^{※7}」や「兵庫県分別収集促進計画^{※8}」に対して基本となる計画。
- ③ 産業廃棄物^{※9}対策の観点からは、**事業者や処理業者の指導等のための指針**となるもの。
- ④ 各種リサイクル関連法に基づく、個別の計画・指針等と相互に連携しながら、循環型社会の実現を目指すもの。

2 提出いただいたご意見等の取扱いについて

県民のみなさんからご提出いただいたご意見等については、「兵庫県廃棄物処理計画（改訂版）」策定の参考とさせていただきます。また、ご提出いただいたご意見等の概要と、それに対する考え方は、計画（改訂版）策定時に発表します。